

一宮市企業版ふるさと納税に係るマッチング支援業務委託契約約款

（総則）

第1条 委託者（以下「甲」という。）及び受託者（以下「乙」という。）は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び仕様書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 甲は、本契約の業務を完成させるため、業務に関する指示を乙に対して行うことができる。この場合において、乙は当該指示に従い業務を行わなければならない。

3 乙は、この約款及び仕様書に定めがある場合又は前項の指示若しくは甲乙協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第2条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

（再委託等の禁止）

第3条 乙は、業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 乙は、前項ただし書きにより、甲の承諾を得る場合は、再委託先、再委託の内容、再委託の理由、そこに含まれる情報、その他再委託先に対する管理方法等を提出しなければならない。

3 乙は、第1項ただし書きにより、再委託の承諾を得た場合は、再委託を受けた者（以下「再受託者」という。）に、この契約で定めた事項を遵守させるとともに、必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、再受託者の当該業務に関する行為について、甲に対して全ての責任を負う。

5 前各項の規定は、再々委託が行われる場合について準用する。

（業務の調査及び監査）

第4条 甲は、必要と認めるときは、乙に対し、業務の実施状況について調査し、必要な報告を求め、又は監査するとともに必要な指示をすることができる。この場合において、乙は、これに協力し、必要な情報を提供しなければならない。

（事故等の報告）

第5条 乙は、業務を実施する上で、事故等の発生により、契約の履行に支障を生じ、又は生ずるおそれがあるときは、速やかに甲に対して報告しなければならない。

（甲の解除権）

第6条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、第4号から第7号までの場合は、催告することなく直ちに契約を解除することができる。

（1）その責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を遂行しないことが明らかに認められるとき。

（2）正当な理由なく、業務に着手すべき時期を過ぎても着手しないとき。

（3）第3条に規定する書類を提出しないとき。

（4）第3条に規定する書類に虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

（5）甲が行う調査又は監査に際し、その職務執行を妨げたとき。

（6）前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

（7）甲の責めに帰すべき事由によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

2 第1項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、委託料として支払われる金額の10分の1に相当する額を違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 第1項各号の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に損害が生じることがあっても、甲はその責めを負わないものとする。

（不正行為等に係る解除）

第7条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（1）公正取引委員会が乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する課徴金納付命令を行い、当該命令が確定したとき。

（2）乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

（暴力団等排除に係る解除）

第8条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（1）法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な

行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。

（2）暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

（3）法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

（4）法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

（5）法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（6）法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができるものとする。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

4 第6条第2項の規定は、第1項の規定による契約の解除の場合について準用する。

（妨害等に対する報告義務等）

第9条 乙は、この契約の履行に当たって、妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）（以下「妨害等」という。）を受けた場合は、速やかに甲に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。

2 乙が妨害等を受けたにもかかわらず、前項の甲への報告又は被害届の提出を怠ったと認められる場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。

（損害賠償）

第10条 業務の実施に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）につい

ては、乙がその費用を負担するものとする。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

2 前項の賠償額は、甲乙協議して定める。

（不正行為等に係る賠償）

第11条 乙は、第7条各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かにかかわらず、委託料として支払われる金額の10分の2に相当する額の賠償金に委託料の支払の日から当該賠償金の支払の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「財務大臣が決定する率」という。）で計算した額の利息を付して、甲が指定する期限までに支払わなければならない。乙がこの契約を履行した後も同様とする。ただし、第7条第2号のうち、乙が刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

（履行遅延の場合による損害金等）

第12条 乙の責めに帰すべき事由により委履行期間内に業務を遂行できないときは、遅滞なく甲に申し出なければならない。

（目的外利用の禁止）

第13条 乙は、業務の実施上知り得た情報を、甲の承諾なしに業務の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（秘密の保持）

第14条 乙は、業務の実施上知り得た甲の情報（甲を通じて知り得た第三者の情報を含む。）を他人に漏らしてはならない。

2 乙は、乙の従事者に対して、前項に規定する義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

3 前各項の規定は、契約の終了後又は解除後においても、同様とする。

（契約以外の事項）

第15条 この契約に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議してこれを定める。